第 4 章　全体構想

全体構想は、波佐見町の将来都市像の実現に向けて、まちづくりの各分野における整備や保全等の方針を定めるものです。

分野ごとの基本方針及び整備等の方針を以下に示します。

1. 土地利用・市街地整備の方針

本町は、町を取り囲む山林を除いた地域に都市計画区域が指定されています。町内全体の土地利用を以下のように区分し、町民の生活や産業の基盤として良好な土地利用を形成します。

基本方針として、住宅地と工業地は混在しないものとしますが、これまで、窯業を基本とした職住近接のライフスタイルが受け継がれてきており、窯業等の工場は身近な存在として、住宅との混在を調整し、効率的で安全な土地利用及び窯業等の波佐見焼の振興に資する土地利用を促進します。

土地の開発にあたっては、「波佐見町開発事業指導要綱」に基づき、無秩序な開発を防止し、開発行為を適正に誘導し、良好な生活環境の確保を行います。

(1)市街地

○拠点市街地

宿場があった宿郷を中心として、役場等の公共施設、商業施設が集積し、幹線道路である(都市計画道路)波佐見中央線の沿道とその周辺に市街地を形成しています。

今後も町民の生活を支える様々な都市機能を維持した、利便性の高い拠点市街地を形成し、町民が集い楽しめる場所や、利便性を感じる魅力ある中心拠点づくりを目指します。

下波佐見村の役場があった南地区周辺には、波佐見温泉や社会福祉協議会、波佐見高校、医療施設等があり、地域住民や観光客が利用する施設が集まり市街地を形成しており、地域のにぎわいと活気のある地域交流拠点づくりを目指します。

○住宅市街地

幹線道路周辺の農地が徐々に住宅地へと変化しており、市街地の低密度化と、人口密度の低下が見られますが、立地適正化計画の策定により、まちの都市活動を支える一定の人口密度を維持した住宅地の維持と、生活利便性の確保を図ります。

拠点市街地の周辺に広がる田園地域を背景に、ゆとりある住宅地として戸建てを中心とした良好な住宅市街地を形成します。

○工業地

波佐見テクノパークでは、精密機器・機械製造の大規模工場が 2010 年に操業を開始し、本町の製造業の主力を担っており、隣接する波佐見町営工業団地と併せて、波佐見テクノパーク周辺を工業地として位置づけ、西九州自動車道の波佐見有田インターチェンジの広域交通ネットワークを活かし、工業拠点としての土地利用を促進します。

その他の工業地については、本町の産業を支える重要な土地利用として、周辺の住環境や農地・山林等の自然環境との調和を図りながら産業振興を推進するとともに、開発許可制度の適切な運用による秩序ある土地利用を誘導します。

〇集落地

窯業や農業の集落地は、それぞれ特有の歴史を感じる景観を保全し、ゆとりある暮らしが継続できるよう、住環境の保全を行います。

空家や空き工場、空き店舗、空き地の適正な管理を所有者に促しながら、有効活用すべき空家や土地については所有者に向けて賑わいと活気が生まれるような利活用について支援等を検討します。

（2）農地

農業従事者の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地の増加や農地の分散が見られますが、農地所有者の意向把握や助言・指導を実施し、権利移動の促進や、農地の利用調整を行い農地の集約や農業新規参入者への支援等により、耕作放棄地の発生抑制に努めます。

平野部の川棚川沿いにある圃場整備された田んぼは、県下を代表する穀倉地帯を形成しています。将来にわたる効率的な農業経営のため、農地の保全と適切な整備を行います。

斜面に広がる棚田や茶畑は、美しい田園風景が見られるところも多く、農業振興地域整備計画や地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）等に基づき、農地の集約や鳥獣害対策等の農業支援により、今後も農地として維持保全と景観の保全に努めます。

（3）山林

本町を取り囲む山林は、生物多様性の保全や、水源涵養、心身のリフレッシュやレクリエーション機能などがあります。保安林や地域森林計画対象民有林等の、守るべき区域について維持保全を進めます。

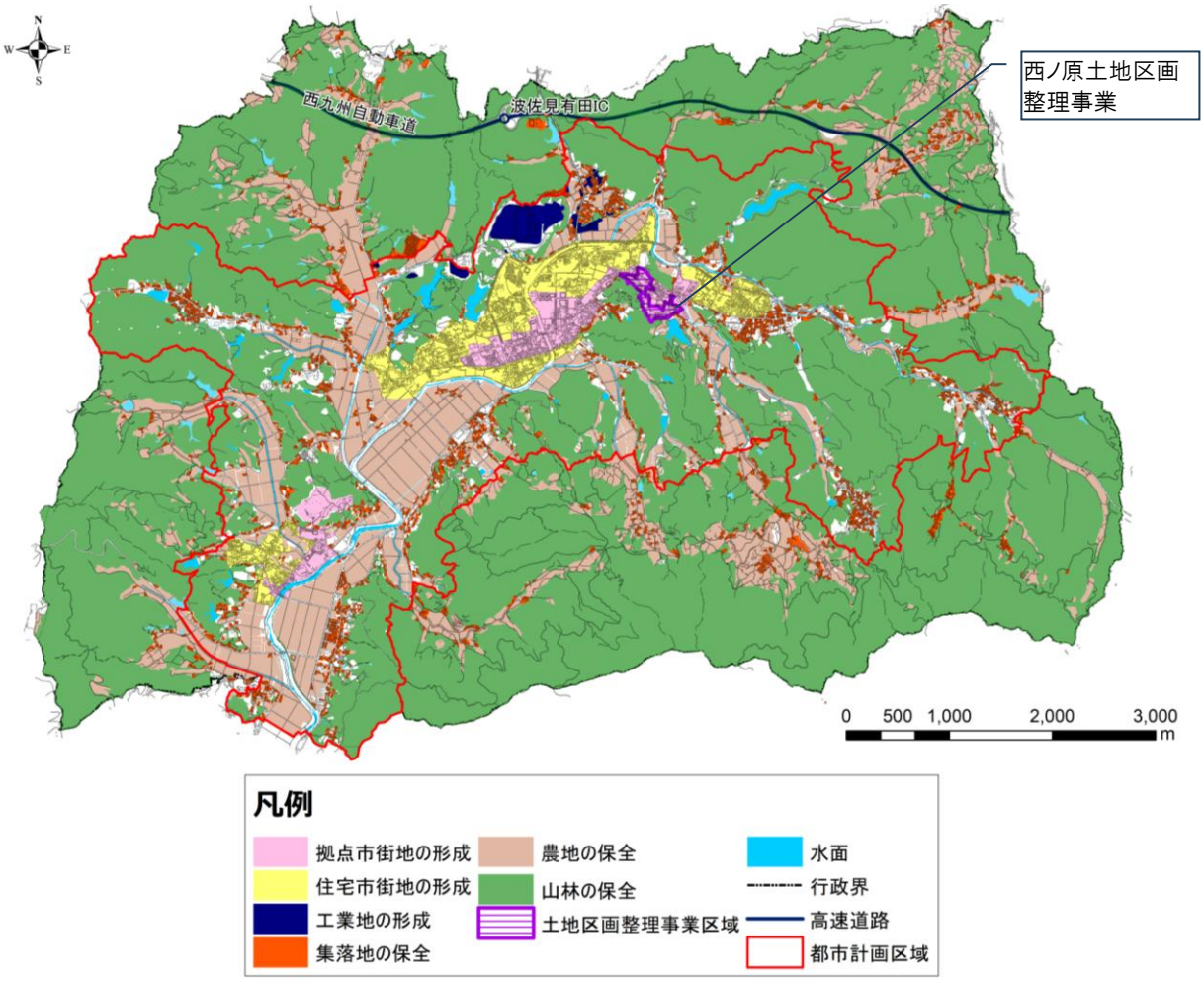
豊かな自然環境を保全し、自然を感じられる憩いの場所としての利活用の誘導や、集中豪雨などの災害時には土砂災害を軽減する防災機能の強化に向けて、山林の適切な間伐や維持管理を誘導します。

（4）市街地整備等の地区まちづくり

西ノ原地区においては、無秩序な市街化の進行を防止し、健全なまちづくりを進めることを目的とした土地区画整理事業を実施し、道路や下水道等の良質な都市基盤整備を行うことにより計画的な市街地形成を図ります。

本町の基幹産業である窯業は村木に始まり、山間の狭い谷間の河川の推力を活用し、四皿山（皿山、永尾、三股、中尾）にて営まれてきました。分業体制による生産により、「型屋」、「生地屋」、「窯元」などの窯業関連工場が町内一帯に立地しており、町民の生活に根付いた中小企業が数多くあります。これらの操業環境を維持保全しながら、住宅地、集落地と調和のとれたまちづくりを進めるため、地区計画や防火に関する検討など、住民の要望等を踏まえた地区まちづくりを検討します。

■土地利用方針図


西九州自動車道
波佐見有田IC
西ノ原土地区画整理事業
0 500 1,000 2,000 3,000 m
凡例
拠点市街地の形成
住宅市街地の形成
工業地の形成
集落地の保全
農地の保全
山林の保全
土地区画整理事業区域
水面
行政界
高速道路
都市計画区域

2. 道路・交通の方針

道路は、都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動のために必要なインフラ施設です。

道路は、以下のような機能により区分し、道路ネットワークにより町民の生活や産業を支えるために、整備の推進及び維持管理による長寿命化を行います。

(1)広域幹線道路(自動車専用道路)

本町と佐世保市、武雄市、福岡市を結ぶ西九州自動車道を、広域ネットワークを形成する広域幹線道路として位置づけ、物流や観光、生活の広域的な交流や、災害時、緊急医療の根幹的な交通軸として、町民や事業者、観光客のアクセス性の向上を図ります。

(2)主要幹線道路(幹線街路等)

主要幹線道路は、周辺の都市間や、町内の地域間を結ぶ重要な道路であり、災害時には緊急輸送道路として機能する道路でもあるため、ネットワークの維持向上を図ります。

なお、緊急輸送道路として位置づけられた道路については、道路整備を行う際には、無電柱化の推進または検討を行います。

また、子どもや高齢者等が安全に通行できるよう、バリアフリーの通行環境整備を行います。

① 主要幹線街路等

周辺都市の拠点間をつなぎ、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通及び都市内の枢要な地域間相互の交通を集約して処理できるよう適切に配置されるもので、高い走行機能と交通処理機能を有し、都市構造に対応したネットワークを形成します。

- (都市計画道路)波佐見中央線等の主要幹線街路は、本町の中心市街地を横断し、町民にとって重要な生活サービス施設が沿道に立地する道路であるため、通学時等に安全に通行できる歩道の整備等について早期の整備完了を促進及び県へ働きかけます。
- (都市計画道路)横枕岩峠線は、西九州自動車道の波佐見有田インターチェンジと市街地を円滑なアクセスを担う道路であり、道路の利便性の強化を図ります。
- (都市計画道路)風ノ木飛瀬線は、住民の日常生活の利便性向上に必要な道路であるため、沿道利用に配慮した生活密着型の幹線道路として維持管理を行います。
- (都市計画道路)波佐見縦貫線の維持管理を推進します。

② 都市幹線街路等

町内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理することができるよう適切に配置するもので、特に市街地内においては、主要幹線街路、都市幹線街路等で囲まれた区域内から通過交通を排除し良好な環境を保全するよう適切に配置を行います。

- 集落間を結ぶ幹線道路を適切に維持管理します。

③ 補助幹線街路

主要幹線街路又は都市幹線街路で囲まれた区域内において、発生又は集中する交通を集約し適正に処理することができるよう、また区域内において良好な都市環境を実現するため区域内を通過する自動車交通の進入を誘導しないよう配置を行います。

(3)生活道路

町内の身近な生活道路は、丘陵地などの地形や、農道、林道として使われてきた経緯などから、狭あい道路が多く見られます。歩行者や自転車の通行時の安全性の向上に向けて、優先度を考慮しながら必要な整備を行います。

・「波佐見町通学路交通安全プログラム」を策定し、子どもたちが安心して歩ける環境整備を重点的に進めます。
・庁舎周辺の町道など、通勤・通学者が多いエリアでの歩道拡幅を行います。
・歩道の整備が難しい幅員の狭い道路では、カラー舗装(グリーンベルト)を行い、歩行者の安全対策を行います。
・老朽化する道路施設(橋梁)については従来の事後保全型の修繕及び架替えから予防保全型の修繕を行い、橋梁の長寿命化を目指します。

(4)公共交通

町民の移動手段として、自動車が中心となっていますが、交通弱者の大切な移動手段である、路線バス「佐世保・嬉野線」や、「かわたな・はさみタウンバス」、予約制乗合交通「チョイソコのんなっせ号」などの運行上の課題に取り組み、交通利便性の向上を図ります。

また、公共交通の利用状況を把握し、町民の生活利便性の向上に向けた、公共交通のあり方について検討します。

・バス

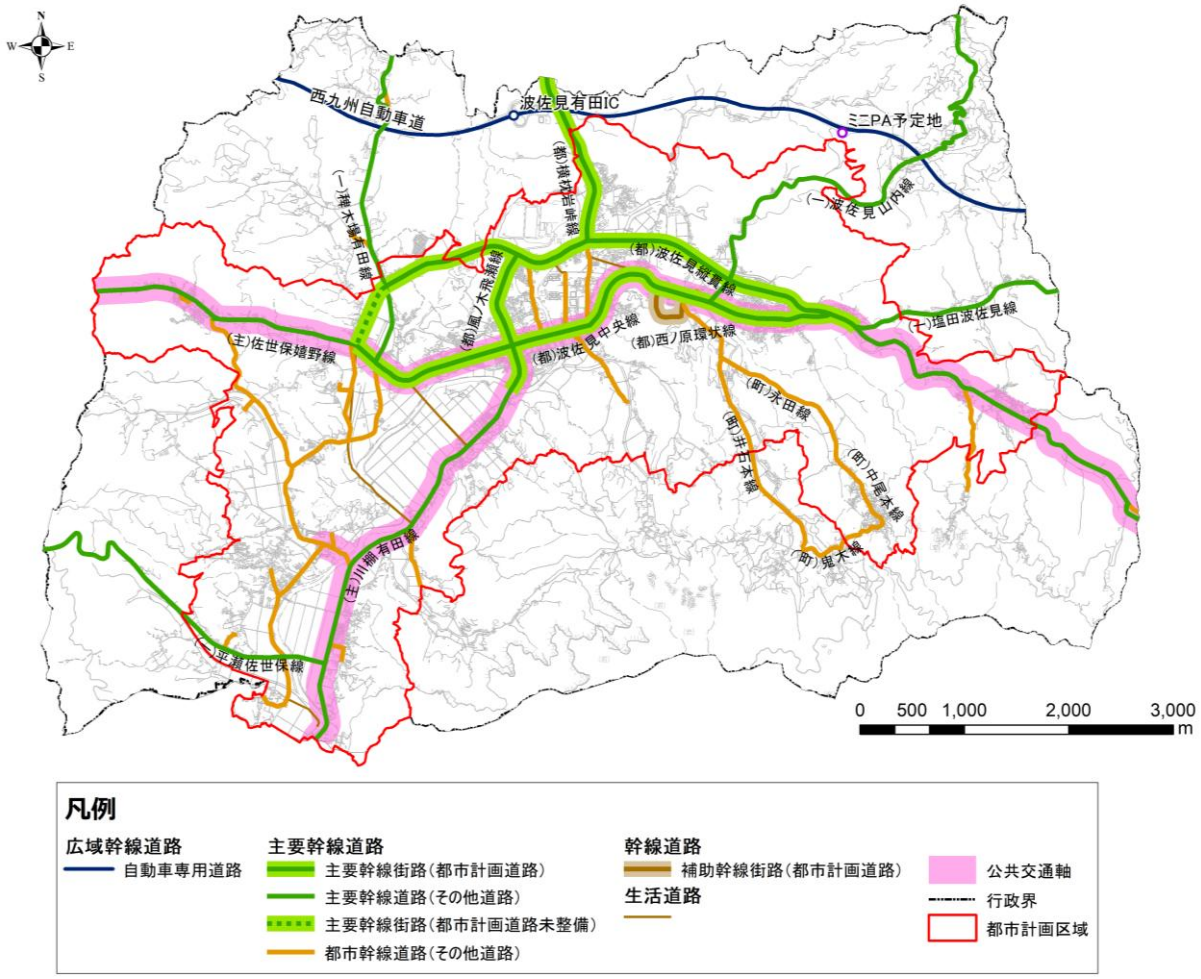
待ち空間(モビリティハブ)の整備等により快適な待合環境づくりを行います。

・路線バスや予約制乗合交通の接続を強化し、利便性の向上を図ります。
・川棚駅や有田駅、佐世保駅、早岐駅、嬉野温泉駅、西九州自動車道の高速バス等への広域的な公共交通拠点とのアクセスの確保を行い交流人口の拡大を進めます。

区分	都市計画道路			その他道路	役割
広域幹線道路	自動車専用道路		-	西九州自動車道 武雄佐世保道路	広域ネットワークを形成する幹線道路
主要幹線道路	幹線街路	主要幹線街路	(都)波佐見中央線	(主)佐世保嬉野線	日常生活の利便性向上に資する広域道路
			(都)横枕岩峠線 (都)風ノ木飛瀬線	(主)川棚有田線	
			(都)波佐見縦貫線		
			-	(一)塩田波佐見線 (一)平瀬佐世保線 (一)波佐見山内線 (一)稗木場有田線	
		都市幹線街路	-	(町)中尾本線 (町)鬼木線 (町)永田線 (町)井石本線 (町)皿山長野線 (町)金屋本線 (町)鹿山飛瀬線　等	地域形成型の広域道路
幹線道路		補助幹線街路	(都)西ノ原環状線		生活密着型の幹線道路
生活道路	区画街路		-	その他町道	

緑:第１次緊急輸送道路(長崎県)
青:第２次緊急輸送道路(長崎県)・・・一部指定を含む
茶:第３次緊急輸送道路(町道等)
主要幹線道路:(主)佐世保嬉野線(まちづくり連携砂防事業実施のため位置づける)
※(都):都市計画道路、(主):主要地方道、(一):一般県道、(町):町道

■ 道路交通の方針図



凡例

広域幹線道路
- 自動車専用道路

主要幹線道路
- 主要幹線街路(都市計画道路)
- 主要幹線道路(その他道路)
- 主要幹線街路(都市計画道路未整備)
- 都市幹線道路(その他道路)

幹線道路
- 補助幹線街路(都市計画道路)

生活道路

- 公共交通軸
- 行政界
- 都市計画区域

3. 下水道・公共施設の方針

本町は、適切な雨水処理や生活排水・工場排水の衛生的な処理及び海や河川の公共用水域の水質保全を図るため、計画的、効率的に公共下水道整備を推進し、都市環境や住環境の向上と、市街地への浸水を防ぎます。

公共施設については、町民の利便性や利用状況、施設の状況を踏まえての適正な配置検討や、維持管理を行います。

(1)下水道

本町は、生活環境の改善と海や河川の水質汚濁防止のため、国・県の補助を受け、下水道事業と浄化槽設置整備事業に取り組んでいます。 それぞれの特徴を生かしながら区域を定め、効率的な整備を目指します。

・下水道事業:人口密集地域で、より多くの家屋が接続でき、集中して維持管理ができる
・浄化槽設置整備事業:個別に処理するため地域の条件に応じた整備ができる

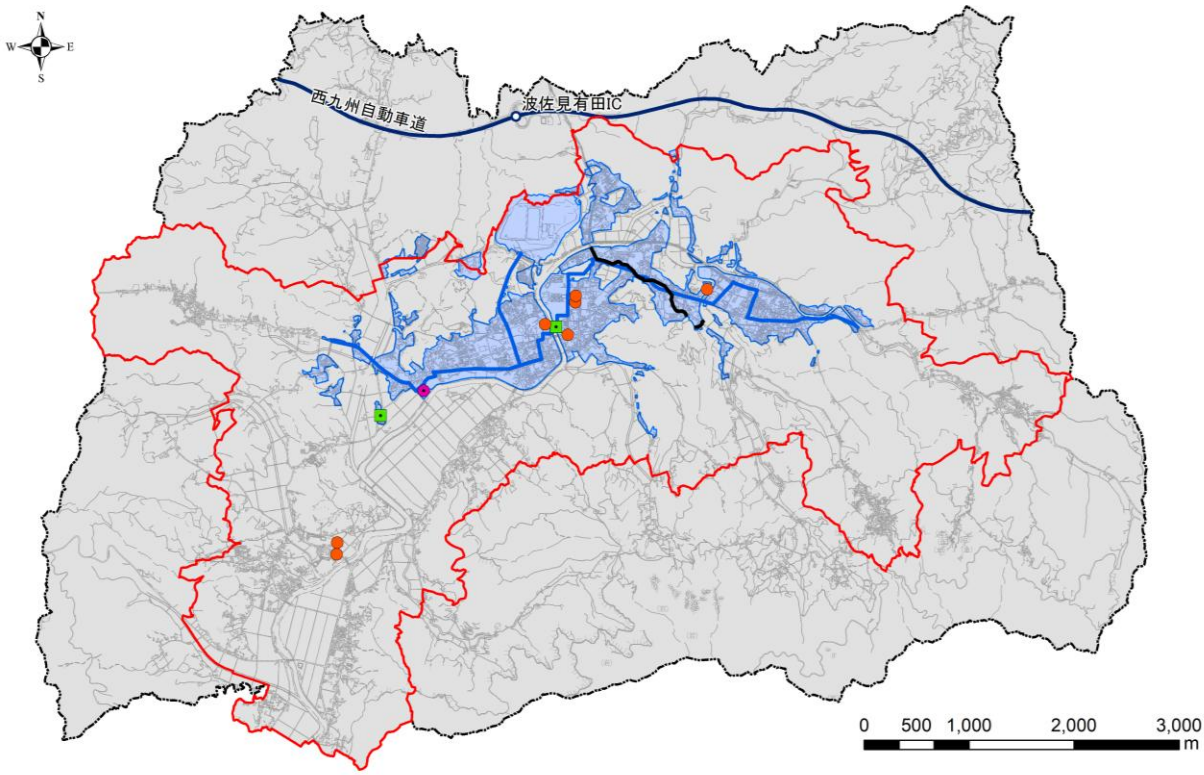
(2)公共施設

公共施設等総合管理計画に基づき、限られた財源と人口減少に対応するため、一つの建物に複数の機能を持たせる「複合化」や、施設の長寿命化に取り組み、利用者の利便性を高めると同時に、維持管理コストを削減します。

既存施設については、経年変化等に対する適切な措置を計画的に行い、長期的な視点から、施設の適切な維持管理に努めます。

公共施設の空き状況の確認や予約等が 24 時間可能となる、予約システムの運用を行い、公共施設の有効活用により、生活利便性の向上や、健康増進による健康的な生活を支援します。

■ 下水道・公共施設の方針図



凡例

下水道認可区域	処理場	行政界	
浄化槽処理促進区域	ポンプ場	高速道路	
都市下水路	公共施設	都市計画区域	
幹線			

※公共施設は、主要な施設を掲載しています

4. みどり・景観まちづくりの方針

本町は、日本の棚田百選に選ばれた「鬼木棚田」等の四季折々の表情が見られる美しい棚田や山林に囲まれた、400 年の歴史と伝統を誇る「やきものの町」として、由緒ある歴史的資源や、人々が育んできた文化的景観など、豊かな景観資産に恵まれており、これからも将来に伝えていくために、保全と活用を行います。

(1)公園、緑地

公園や山林は、町民のレクリエーション活動の場であるとともに、生活に潤いやリラクゼーションの効果を与え、動植物の生息環境としても重要であることから、将来にわたって適切に保全を行います。

・都市計画区域内の都市公園の住民一人当たりの公園面積の標準面積は、10 ㎡以上です。本町の町民一人当たりの全公園面積は、およそ 15.5 ㎡／人となっており、標準を満たしています。

・町内にある公園は、子どもから大人まで多世代が安全で快適に利用できるよう、それぞれの役割に合った公園施設の適切な維持管理を行います。

・市街地内の樹林地もしくは樹木が豊富な地区や水辺のうち、良好な自然環境を有する地区については、必要に応じて風致地区等を定め、良好な都市環境の形成を図ります。

・市街地等の潤いある空間づくりに向けて、開発指導要綱や景観計画による届出制度の活用により、敷地や建物の緑化を推進し、緑豊かな生活環境づくりを進めます。

表 都市計画公園等の一覧

区分		名称	役割	方針
都市計画公園	総合公園	やきもの公園 (7.4ha)	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とする公園	【観光拠点】 波佐見陶器まつりの会場として、やきものを通じた観光の拠点を形成する
	地区公園	鴻ノ巣公園 (11.7ha)	主として徒歩圏内に居住する人の利用を目的とする公園	【地域交流拠点】 住民や観光客が自然にふれ親しむ憩いの場として施設の維持充実を図る
その他の公園	児童遊園 (0.2ha)	西ノ原児童遊園	児童に健全な遊びを通じて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする屋外型の児童厚生施設	児童が安全に遊べるように適切な維持管理を行う
		福田清人児童遊園		
		寺ノ下児童遊園		
	農村公園 (1.6ha)	鬼木農村公園	農業集落における憩いの場として整備された公園、広場	憩いの場として安全に利用できるように適切な維持管理を行う
		志折農村公園		
		川内農村公園		
		岳辺田農村公園		
		平野農村公園		
		甲長野農村公園		
		金屋農村公園		
		田ノ頭農村公園		

	農村広場 （0.8ha）	中ノ原農村広場		
		折湯農村広場		

※町管理の公園を対象とする（河川公園は除く）

（2）河川、ため池

河川の整備を行うにあたって、各々の水系において、河川管理者が定める河川整備基本方針及び河川管理者が定める「河川整備計画」に基づき、都市における安全性・快適性の向上を図ります。

河川の環境保全と、水辺環境の利活用を図りつつ、大規模洪水発生等の災害リスクについての町民への周知活動などを実施し、自然環境との共生を図ります。

ため池は農業用の水源として整備された人工池ですが、自然災害により決壊した場合、下流の住宅や公共施設等に甚大な被害を及ぼす可能性があるため、防災重点ため池を選定して「ため池ハザードマップ」を作成し、緊急時の迅速な状況把握や避難行動に向けて、町民への意識啓発を行います。

（3）景観

本町は、窯業と農業の長い歴史とともにはぐくまれてきた「陶農の里」としての特徴的な景観がみられ、現代の暮らしと共存を図り、“窯業”や“農業”とその背後にある“営み”を未来につなぐことが必要です。

波佐見町全域においては、景観法に基づき、波佐見らしい優れた景観を守り育てていくために、景観条例及び景観計画により、良好な景観の保全と形成を推進します。

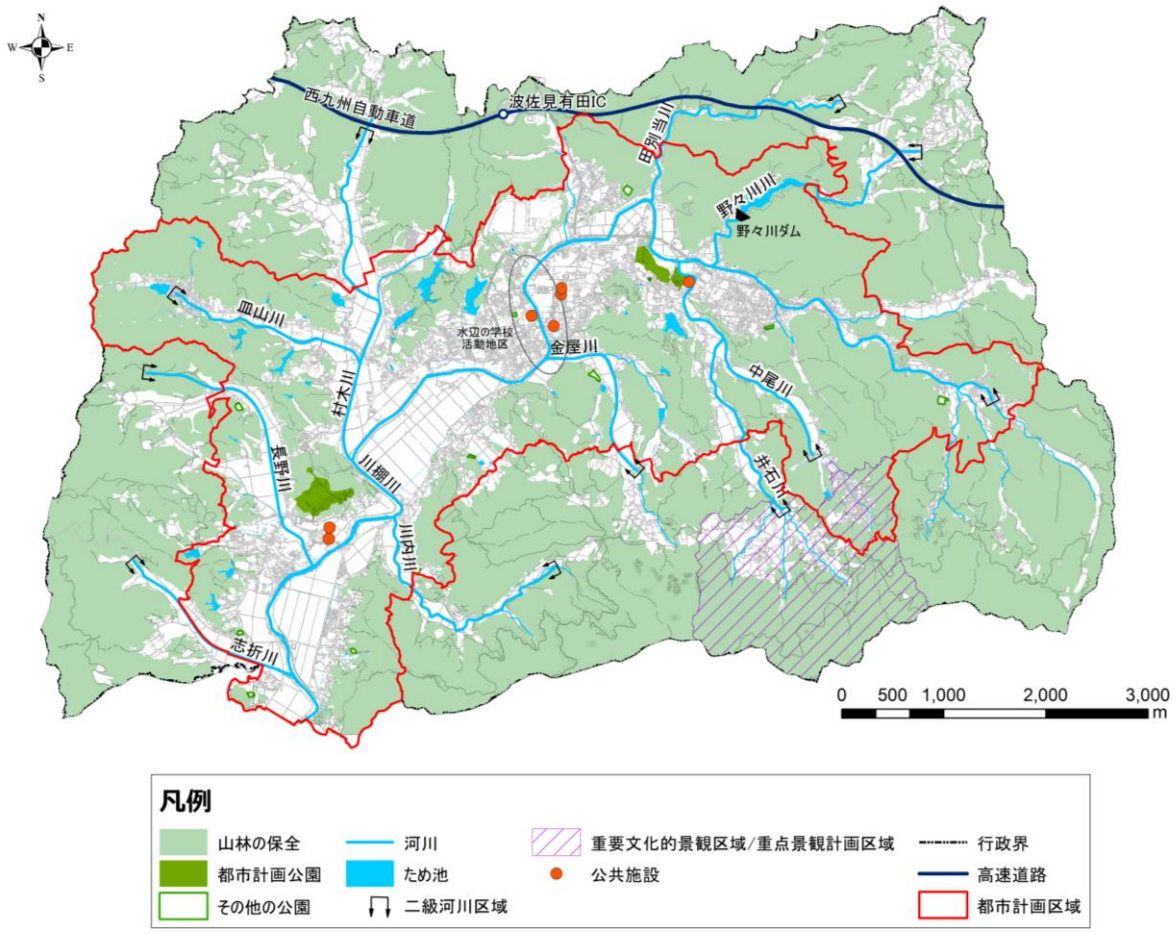
景観に大きな影響を与える可能性の高い大規模な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更を行う場合には、景観形成方針と行為の制限（色彩、高さ等）に合致したものとすることにより、田園景観を守ります。

・波佐見焼の歴史を語る上で欠かせない中尾上登窯跡をはじめとする史跡や展望スポットは、観光振興や、町民の学びやレクリエーションの場として、周知や必要な施設整備を検討します。
・緩やかな傾斜地に石積みの棚田が扇形に広がる鬼木棚田は、四季折々に美しい景観を見せ、訪れる人の心を和ませており、棚田や石積み、山林の保全とそれを支える集落の維持に向けて、観光振興や集落活性化に向けた仕組みづくりについて検討します。
・中尾郷の窯業集落と、鬼木郷の農業集落は、お互いに支えあいながら窯業と農業を継続し、その生活と生業により、文化的景観を形成して今に至っています。この特徴的な営みの景観は、国の重要文化的景観として選定され、本町の資産として重点景観計画及び重要文化的景観保存活用計画により良好な景観を保全・形成と活用を行い、窯業と農業の活性化につなげます。
・太陽光発電施設の整備に際しては、周辺の景観や自然環境への影響を最小限とするよう、必要な指導を実施します。

【景観に関する主な出来事】

平成 24 年 4 月	「景観行政団体」となる
平成 27 年 3 月	「波佐見町景観計画」策定
平成 27 年 4 月 1 日	景観条例施行
平成 28 年 4 月 1 日	景観計画　届出開始
平成 29 年 9 月	第 23 回全国棚田(千枚田)サミット　開催
令和 8 年 1 月 1 日	重点景観条例施行
令和 8 年 2 月 17 日	重要文化的景観「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」選定
令和 8 年 3 月 6 日	重点景観計画(陶郷中尾と鬼木棚田)策定
令和 8 年 4 月 1 日	重点景観条例に基づく重点景観計画(陶郷中尾と鬼木棚田)届出開始

■ みどり･景観まちづくりの方針図



5. 防災まちづくりの方針

「波佐見町立地適正化計画」で定める防災指針や、「波佐見町国土強靭化計画」、「波佐見町地域防災計画」等の関連計画と連携を図り、災害リスクの低減に向けた様々な取組により、安全で安心なまちづくりを行います。

(1)耐震化、不燃化

近年、全国的に大規模な地震や山林火災、工場火災等が発生しており、町民の生命や財産、歴史・文化を守るため、市街地や密集木造住宅地等の住宅や工場の延焼を防ぐ建物の不燃化を促進します。

・本町は窯業に関する工場や、一部密集市街地などがあることから、不燃化対策について必要に応じて検討を行います。

・大規模災害時に、本町の防災拠点への緊急物資を輸送する緊急輸送道路の沿道にある建築物の耐震化を促進し、耐震化率の向上を図ります。

・主要幹線道路沿道において、開発事業等における無電柱化の推進を行います。

(2)洪水、土砂災害

洪水や土砂災害についても、近年、全国的に大規模な被害が発生しており、町民の安全・安心な暮らしを守るため、関係機関への砂防施設整備の働きかけや、自主防災組織を中心とした避難体制の構築、維持、強化を支援します。

・緊急輸送道路や避難路の沿道の土砂災害リスクが高い地区について、大規模災害時に安全な物資の輸送や避難が可能となるための砂防事業等の推進を行い、町内全体や各地域の防災性の向上を図ります。

・緊急輸送道路及び避難路について、災害時に安全に通行できるような適切な維持管理の推進と、安全パトロールを実施します。

(3)地域・事業者の取組による防災力の向上

地域や事業所が連携・協力して防災対策に取り組めるよう、体制整備の支援や適切な情報提供を行うことにより、防災力の向上を図ります。

消防団員の処遇改善を図ることで安心して活動できる環境を整備し、団員の確保を目指します。

防犯対策として、必要性の高い場所への防犯灯の整備を行います。

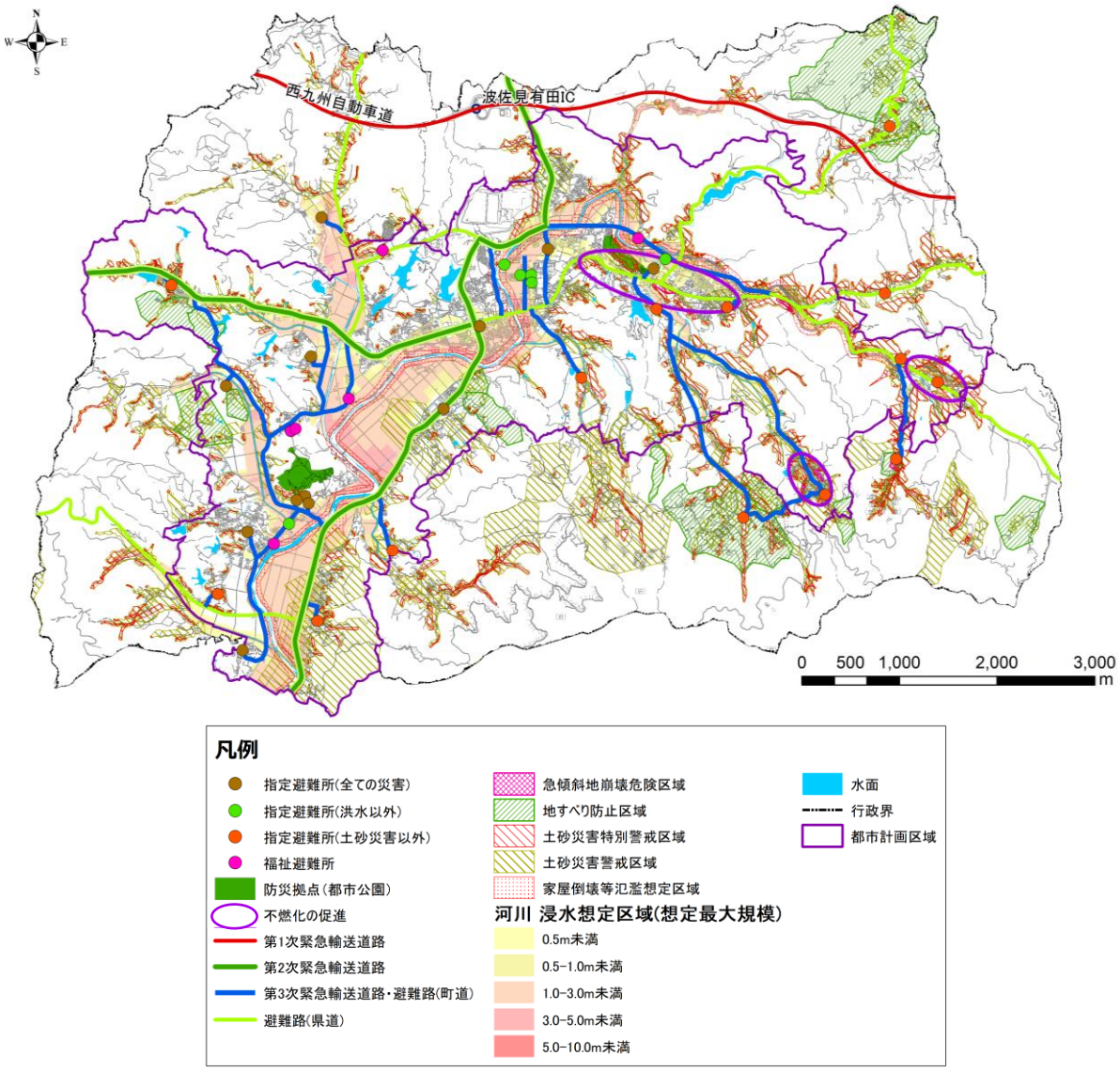
(4)防災情報の周知・発信

本町では、防災情報のメール配信サービスを実施しており、情報技術の向上に併せて適宜見直しを行い、災害時の安全な避難対策を向上し、町民の生命や財産の確保に向けた取組を推進します。

「3D 都市モデル(地形や建物、災害リスク情報などを三次元で表した地理空間データ)の整備」を行い、国土交通省ウェブサイト「PLATEAU(プラトー)」にて災害リスクが可視化さ

れ、一般公開されており、災害時のシミュレーションや分析に活用し、災害リスクの周知を図ります。

■ 防災まちづくりの方針図



6. その他生活環境づくりの方針

行政と自治会、地域やその他の団体等と連携し、地域の活性化を促す活動の実施や支援を推進し、協働による地域まちづくりを進めます。

(1)定住促進

地域コミュニティの継続を図るため、住宅の新築や中古住宅等の取得に対する奨励金や移住支援の補助金を交付するなどにより、本町への定住の促進と人口増加を目指します。

(2)生活支援

生活困窮、障害、引きこもりなど、生きづらさを抱えている方が安心して地域で生活できるよう、引き続き庁内、関係機関と連携し支援を行います。

地域全体で高齢者を支える多世代共生社会の実現を目指し、住民と一緒に取り組んでいます。

(3)歴史・文化

地域の拠り所として、また住民の「心のふるさと」として受け継がれてきた伝統芸能は、地域の、また本町の有形・無形の民俗文化財として、後継者育成のための研修の実施や、PR 活動を行うなど、保全と育成に努めます。

・寺社や史跡などは、波佐見の歴史や文化を伝える資源であり、将来に受け継いでいくべきものであるため、町民とともに保存と利活用について検討し、地域の活性化や観光によるにぎわいの創出に取り組みます。

・窯業や農業の体験型観光のイベント実施と、観光交流施設の整備や適切な維持管理により、波佐見の魅力を伝え、交流人口の増加や地域活性化を促進します。

■ その他生活環境づくりの方針図

